

延滞金について

村税や料金等は納期限内に納めましょう

村税を納期限までに納付されなかった場合、滞納となり督促状や催告書が送られるほか、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めなければなりません。

村税を滞納したままにしておきますと、滞納者の財産（給与、預貯金、所得税還付金、不動産等）について、差押等の滞納処分を受けることとなります。

村税は福祉・教育・土木事業など村民の生活に係わりの深いあらゆる行政活動の重要な財源となるものです。

村政の円滑な推進に村税が有効に活用されるよう、納期内納付にご協力ください。

また、平成 29 年 7 月 1 日に村税をはじめとする村のすべての債権について統一的な処理基準を定め、債権管理のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うことを目的とし、山江村債権管理条例を制定しました。

本条例第 7 条（延滞金）の規定により、村税以外の全ての公債権についても、当初履行期限までに納付されなかった場合、延滞金が課されることとなりますので、ご注意ください。

利率

年 14.6%（当初履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は、7.3%）

・ただし、法令により別に利率が定められている公債権の場合、法令の利率が適用されます。

・また、特例措置により、平成 30・31 年中の「当初履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間」の利率は、年 2.6%です。

（注）公債権以外の債権について、当初履行期限を過ぎたものには、他の法令や契約において特別の定めがない場合、民法の規定により当初履行期限の翌日から **年 5%の遅延損害金を徴収** します。

【延滞金（年率）早見表】

摘要期間	納期限の翌日から 1 月を経過する日まで の期間	納期限の翌日から 1 月を経過した日以降 の期間
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	年 4.7%	年 14.6%
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	年 4.5%	
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	年 4.3%	
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	年 2.9%	年 9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日	年 2.8%	年 9.1%
平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	年 2.8%	年 9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	年 2.7%	年 9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日	年 2.6%	年 8.9%

延滞金は軽減又は免除されることがあります。

当初履行期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合には、延滞金の軽減又は免除されることがあります。申請が必要となりますので、担当課までご相談ください。